

個人情報ファイル簿

令和5年10月1日作成（ ☐ 開始 ・ ☒ 変更）

個人情報ファイルの名称	学童クラブ利用料等名簿	
行政機関等の名称	埼玉県和光市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子どもあんしん部 保育施設課	
個人情報ファイルの利用目的	学童クラブに関する事務を行うに当たり、利用料等の管理、決定及び指定管理者との共有等を行うため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 年齢、5 性別、6 世帯構成、7 収入、8 賦課額、9 アレルギー情報の有無、10 生活保護の有無、11 就労状況	
記録範囲	学童クラブ申請児童とその世帯構成員	
記録情報の収集方法	本人申告、総合行政システム（住民基本台帳、市県民税、学童保育）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	学童クラブ指定管理者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課 （所在地）和光市広沢1-5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	※1_令和5年10月1日の組織改正に伴い「開示請求等を受理する組織の名称」を変更。 ※2_電算処理ファイルは、入退所管理、保育料管理、児童台帳の情報を統合し管理	